

議案第 24 号

橋本市公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例について

橋本市公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例

橋本市公共下水道事業審議会条例(平成23年橋本市条例第22号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(組織) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1)～(3) 略 <u>(4)</u> 略</p>	<p>(組織) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1)～(3) 略 <u>(4)</u> <u>市議会議員</u> <u>(5)</u> 略</p>

附 則

85 この条例は、平成27年5月1日から施行する。